

応募のあったテーマ（採用された9テーマを除く）

No	2017年度SG分科会テーマ	内容・取り組みなど
1	監査役になったら是非読みたい書籍の紹介	3～4人で、法曹界・学会・当会や協会・監査役OB等が書き上げた書籍の紹介をし、1～2年目の監査役の自己研鑽へのサポートをするGP。
2	監査役制度についての歴史	商法に始まる日本の監査役制度の歴史を纏め上げる。ベテランOBにとっては詰まらない話であるが、1～2年目の監査役には役立つ知識。
3	海外の監査役制度と日本独自の監査役制度の違い	ドイツ・中国・韓国・タイ・イタリア・スペイン等の各国監査役の役割・構成内容等を分析し、日本独自の監査役制度との相違を明らかにする。3つの監査制度(2委員会制度と監査役制度)が乱立した国はあるのか？
5	指名委員会、監査役会、監査等委員会の比較検討	各制度の法的責任と義務、監査の範囲と監査の視点(ポイント)、監査上の留意点、実務上の問題点などを比較検討する。
10	企業不祥事と第三者委員会	H28テーマ継続
11	監査役会等の運営要領	H28テーマ継続
14	「監査役と座右の銘」(パート2)	「監査役と座右の銘」は27年度に取り組みましたものです。SG分科会の仲間が実際に持って活用している座右の銘は、参考になると思います。SG分科会のメンバーも入れ替わってきていますので、また取り上げてよいと思います。
15	「製造業における海外子会社等への監査役監査の現状と問題点」(情報交換会)	1. 内容 昨今会社の規模に関わらず、製造業においては海外生産活動が事業展開の不可欠な対応策になって来ている。従い、合併子会社であろうと100%独資の子会社であろうと、業界や地域性の特色はあるものの、製造業としての共通する監査役監査の実例において、多くの工夫や改善策の検討、さらには問題点への対応等が出てきていると思われる。各社の取り組みや実施例に学ぶことで、自社の海外子会社の監査役監査に於ける改善策が見えてくる可能性もある。当面は「監査役職務確認書」のような統一様式の作成は目標とせず、日々の監査活動それ自身の情報交換会として、学びあっていくことを主眼にしていきたい。 2. 取組 1)参加者数が多い場合には、地域別検討として、①中国、②ASEAN、③中近東・南西アジア、④欧米、⑤その他、に分類して、順番に各社の実情を紹介し合う形にしたい。 2)紹介する監査役監査の実例は、機密保持を前提に、実際の「監査役監査報告書」や「監査調書」を読みあいながら、実情を研究し、改善策等を検討しあう。(月1回ペース) 3)更に深く、海外監査の実情に触れるために、年1回ペースで発表者の会社の海外工場を訪問し、視察を行い、経営層との懇談の場を設定する。(参加希望者のみを前提) 4)主な監査対象項目 子会社の経営体制と企業集団内部統制の実施状況、経理問題(特に、売上計上方法・売掛金回収問題)、労働問題、現地管理者層の育成、営業経費の会計処理、税務問題、現地会社法対応と法務問題、コンプライアンス問題等々。
18	「自己監査」の問題	会社法では業務執行の決定は取締役会。但し、監査等委員会設置会社は、一定の要件の下で重要な業務執行を大幅に委任できるとされている。大半の企業では、定款を変更するなどして大幅な権限移譲をしていると思われるが、実態はどのようなであろうか。もし、委譲していなければ、監査等委員は、毎日「自己監査」の懸念に晒されている。一方、監査役等基準やCGコードでは、監査役等も企業戦略等の方向性に積極的に噛み込みとしており、真摯に取り組んでいる監査役等は、悩んでいるのではないだろうか。
19	監査役等に於ける「組織監査」とは	従来の常勤の「監査役監査」については諸先輩の資産が有り、何とか監査業務は出来るであろうが、業務執行もせず、社内にも精通しておらず、常勤でもない監査等委員の監査とは具体的に何をすべきなのか。内部監査部門や内部統制システムを活用した監査とは具体的に何をするのか。もとより内部監査部門は、社長席の直属のケースが多く、連携はするものの、手足としては使えない。
20	会社法ベースの業務監査と金商法ベースの財務報告統制監査の役割と融合について	昨今、話題に上がるモニタリング・システムは、実は財務報告統制において内部監査部門ではあるが金商法上で一種のモニタリング機能を有していると思われる。一方で、会社法上の監査役の責務と財務報告統制の整備・運用の構築責務はどのような位置づけにあるのか。また、エビデンスベースの財務報告統制監査から業務監査上の不備指摘は容易なのでその融合が期待されている。 取組等 ①モニタリング・システムとは ②財務報告統制(金商法)と監査役責務(会社法)の関係 ③財務報告統制監査と業務監査の融合等を研究する
23	企業風土と組織風土について	企業風土を抑止する、あるいは、企業不祥事が発生しても自浄作用が発揮されるための組織風土はどうあるべきかを検討する
24	会計監査人設置会社における監査役の会計監査人との交流	会計監査人設置会社では監査役(会)は会計監査人の選解任の株主総会議事を決定する必要があるが、会計監査人の活動内容を把握しておく必要がある。しかしそう言うものの会計監査人の活動時間は監査費用に反映することもあり、当初計画説明、期末の監査結果説明等以外に期中に別途交流を設定することはそう容易ではないと思われる。該当各社の監査役は期中に会計監査人との様な交流を行い、会計監査人の活動を把握しているかを、各社監査役との面談を通し理解し、今後の監査活動の参考としたい。